

## 避難指示区域に居住されていた皆様へ

原子力災害により現に避難指示を受けている区域に居住されていた方は、県営住宅への入居者資格が緩和されています。

### 緩和内容

「県営住宅応募の手引き」5ページにおける共通の資格要件3及び5がなくなります。内容は次のとおりです。

#### (1) 単身で応募できます。

県営住宅は本来、同居する親族がいることが条件ですが(高齢者、障害者等除く)、単身で応募が可能です(ただし単身可能住宅に限る)。

#### (2) 収入状況に関わらず応募できます。

県営住宅は本来、月額所得が15万8千円以下であることが条件ですが、それ以上の所得があった場合でも応募が可能です。

### 入居対象

対象者	必要書類
原子力災害により避難指示を受けている区域に居住されていた方	避難指示区域(現に避難指示を受けている区域)に、平成23年3月11日時点で居住されていたことを証する書類 ○住民票の写し、戸籍の附票、被災証明書等

### ⚠ 注意

※県営住宅入居後は、災害公営住宅への入居申込ができなくなります。

※県営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。

※県営住宅は、仮設住宅とは違い家賃が発生します。

※被災された後、住宅を再建された方(災害公営住宅または自力で民間賃貸住宅に入居した方、被災した持ち家を修繕して住んでいる方など)は資格緩和の対象外となります。

※被災当時に同居していた方が住宅を再建された場合も、資格緩和の対象外となります(原則、被災当時の世帯構成での応募が資格緩和の対象です)。

※高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明け渡していただくこととなります。

※「県営住宅応募の手引き」5、6ページにおける元々の資格要件を満たす方は、本記載事項に関係なく応募できます。